

# 会則改正案 新旧対照表

旧

新

## (会則全体)

運営委員

運営委員会

会計監査

評議員

評議員会

監事

(会員)

第5条 (略)

※ 従来あった特別会員（現在2名）は廃止する。

2 会員は、次に該当する場合には会員の資格を失う。

- (1) 本人より退会の届出があったとき。
- (2) 会費を1年以上継続して滞納したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 除名されたとき。

(会員)

第5条 (略)

<削除>

2 会員は、次に該当する場合には会員の資格を失う。

- (1) 本人より退会の届出があったとき。
- (2) 会費を2年以上継続して滞納したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 除名されたとき。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 1名
- (6) 書記 若干名
- (7) 運営委員 会員数の10%以内、なお(1)から(6)の役員も運営委員を兼ねる。

(役職)

第6条 本会に、次の役職を置く。その内、会長、副会長、各委員会委員長、各支部長を役員とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) その他役員若干名
  - ・ 学術委員長
  - ・ 出版委員長
  - ・ 標準化委員長
  - ・ 事業委員長
  - ・ 広報委員長
  - ・ 社会連携委員長
  - ・ 各支部長
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 1名
- (7) 評議員 会員の一割以下

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 事務局長は、事務局を管掌し、日常業務を執行する。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、事業および学術を担当する。事業担当副会長は、事業委員会・広報委員会・

- 4 会計は、本会の会計を管掌する。
- 5 会計監査は、会計を監査する。
- 6 書記は、会議を記録し、また会長、事務局長の特命事項を執行する。
- 7 運営委員は、本会の運営について審議する。

社会連携委員会を統括し、学術担当副会長は、学術委員会・標準化委員会・出版委員会を統括する。副会長はそれぞれの統括する委員会のうち一つの委員会の委員長を兼務することができる。

- 3 各委員会の委員長は、それぞれの委員会の業務に対して責任を負い、業務を執行する。
- 4 各支部長は、各支部を代表する。
- 5 事務局長は、事務局を管掌し、日常業務を執行する。
- 6 会計は、本会の会計を管掌する。
- 7 監事は、会計を監査する。
- 8 評議員は、本会の運営について審議する。

---

第8条 会長、事務局長、会計、会計監査は会員の直接選挙によって選出する。その任期は、選出された総会の翌年の1月1日から開始し、任期終了年の12月31日までとする。

2 運営委員は正会員の中から、自薦または運営委員の推薦により、運営委員会で選出する。

但し、新任の運営委員は直近の役員選挙において会員の信任を受けるものとする。

3 運営委員の任期は4年とし、2年ごとにおおむね半数を改選する。

4 運営委員の再任は妨げない。

第9条 役員の選出方法は、役員などの選出に関する規則に定める。

(選出)

第8条 会長、監事は会員の直接選挙によって選出する。その任期は、選出された総会の翌年の1月1日から開始し、任期終了年の12月31日までとする。

2 副会長、事務局長、会計は、会長が任命する。

3 評議員会は、選挙の半年前までに選挙管理委員会を設置し、選挙管理委員長の管理のもとで選挙を行う。選挙に関する詳細は、役員等の選出に関する細則に定める。

4 各委員会の委員長は、正会員の中から会長が任命する。

5 各支部長は、各支部で正会員の中から自主的に選任し、役員会において承認される。

6 評議員は正会員の中から、自薦または評議員の推薦により、評議員会で選出する。選出の詳細は細則に定めることとする。但し、新任の評議員は直近の総会において信任を受けるものとする。

---

第10条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、会長は2期を限度とする。

(任期)

第9条 会長、副会長、各委員長、事務局長、会計、監事の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、会長は2期を限度とする。

2 評議員の任期は4年とし、2年ごとにおおむね半数を改選するものとし、再任は妨げない。

---

(運営委員会)

- 第12条 運営委員会は本会の審議機関であり、運営委員によって構成され、本会の運営に関して必要な事項を審議する。
- 2 運営委員会は総会の決定事項として定められている事項以外の事項を、決定する事が出来る。
- 3 運営委員会の運営に関しては、会議の運営に関する規則に定める。
- 4 運営委員会の中に、編集委員会、事業委員会、活性化委員会、標準化委員会を置く。また、運営委員会は、必要と認めるときに新たな委員会を設置し、あるいは既設委員会を廃止することができる。

(役員会)

- 第13条 役員会は会長、副会長、事務局長、会計、会計監査、書記によって構成される。
- 2 役員会は、運営委員会で審議・決定された事項を執行する。
- 3 役員会は緊急時には本会の運営に必要な事項を審議し、決定する事が出来るが、速やかに運営委員会の承認を求めなければならない。
- 4 役員会の運営に関しては、会議の運営に関する規則に定める。

(事務局)

- 第14条 事務局は事務局長、会計、会計監査、書記によって構成される。
- 2 事務局は、運営委員会、役員会の委託に基づいて本会の日常業務を執行する。

(委員会)

第16条 編集委員会

- (1) 編集委員会は学会誌の発行に係わる業務を執行する。
- (2) 編集委員長は、運営委員の中から会長が指名する。

(委員会)

(評議員会)

- 第11条 評議員会は本会の総会に次ぐ審議機関であり、評議員によって構成され、本会の運営に関する役員会での決定事項について審議する。
- 2 役員は評議員会へ出席しなければならないが、議決権は持たない。
- 3 評議員会の運営に関しては、会議の運営に関する細則に定める。

(役員会)

- 第12条 役員会は、役員である会長、副会長、各委員会委員長、支部長によって構成される。
- 2 役員会は、本会の運営に関する事項を審議・決定し、執行する事が出来る。
- 3 事務局長、会計、監事は役員会へ出席しなければならないが、議決権は持たない。ワーキンググループ代表は、役員会に出席することができる。
- 4 役員会は、評議員に対して役員会での審議・決定事項を報告し、審議に掛けなければならない。
- 5 役員会は、総会において、決算・予算案、委員会活動、ワーキンググループ活動、その他の活動について報告しなければならない。
- 6 役員会の運営に関しては、会議の運営に関する規則に定める。

(事務局)

- 第13条 事務局は事務局長、会計によって構成され、事務局長がそれを代表する。
- 2 事務局は、会長、副会長の事務的な補佐をするものとし役員会の委託に基づいて本会の日常業務を執行する。

- 第14条 委員会は、本会運営の根幹をなす活動を実行するものである。

- 2 委員会としては、学術委員会、出版委員会、標準化委員会、事業委員会、広報委員会、社会連携委員会を置く。
- (3) 編集委員は編集委員長が指名する。
- (4) 編集委員会は、その活動内容を運営委員会に報

告しなければならない。

(以下略)

3 各委員会は、委員長が代表し、責任を負うものと

(分科会)

第15条 分科会は本会の研究活動の根幹をなし、研究テーマ毎に設立する。

2 分科会の世話人は、運営委員の中から運営委員会  
が指名する。

3 分科会は2年毎にその存続を、運営委員会で決定する。

4 分科会は自主的に活動する事が出来るが、その活動内容を運営委員会に報告しなければならない。

する。

4 委員会の構成員は、委員長の裁量で決定する。

5 委員会は、その活動内容を役員会で報告し、承認  
を受けなければならない。

6 委員会の執行業務に関しては、別途細則に定める。

(分科会)

第15条 分科会は本会の研究活動の根幹をなし、研究テーマ毎に設立する。

2 分科会は、学術委員会の下に設立する。

3 分科会の世話人候補者が分科会設置申請書を提出  
し、申請書をもとに役員会で設置の決定を行う。

4 分科会の設置期間は2年とし、再度設置の申請を  
することは妨げない。

5 分科会は自主的に活動する事が出来るが、その活動内容を総会・研究発表会において毎年報告しなければならない。

(該当なし)

(ワーキンググループ)

第16条 ワーキンググループは、本会活動を機動的  
に遂行するために、時限的に活動ごとに設立する。

2 ワーキンググループは、役員会の承認を経て、い  
ずれかもしくは複数の委員会の下に設立し、会長の  
直轄で活動する。

3 ワーキンググループ代表は会長が任命し、議決権  
は持たないが、役員会に出席できる。

(該当なし)

(支部)

第17条 各地域での研究・啓発活動の活発化を目指  
して、各地域の研究者らによって構成される支部を  
各地域に設置することができる。

2 支部の設置は、支部長の候補者が申請し、役員会  
で審議し、総会で決定する。

3 支部は自主的に活動する事が出来るが、その活動  
内容を総会・研究発表会で報告しなければならない。

4 各支部は、各支部長が代表し、責任を負うものと  
する。

5 各支部会運営細則は、各支部で作成運用する。

(役員の代行)

第17条 会長に事故ある時は、運営委員会の同意の

(役員の代行)

第18条 会長が何らかの理由で会務を継続できなく  
もとの副会長の中から会長代行を選任する。

2 会長以外の第6条(2)項から(6)項に定める

役員に事故ある時は、会長が運営委員会の同意のもとに代行役員を指名する。

3 代行役員の任期は、被代行役員の残存任期とする。

なつた場合は、役員会が学術担当副会長を会長代行に

(役員 の 罷 免)

第18条 会員の直接選挙で選出された会長、事務局長、会計、会計監査の罷免は、運営委員会で4分の3を超える出席委員の賛成によって発議し、総会で過半数の出席委員の賛成によって行う事が出来る。

2 罷免が成立した場合には、代行役員を総会で直ちに選出しなければならない。

3 会長は運営委員会の同意のもとに、指名した役員を罷免する事が出来る。

4 運営委員会は4分の3を超える出席委員の賛成によって、運営委員を罷免する事が出来る。

(会 計)

第19条 本会の費用は、会費についての細則に定める会費その他の収入をもってこれに当てる。

第20条 本会の収支予算は運営委員会が編成し、総会において議決する。

第21条 本会の収支決算は会計監査の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第22条 本会の会計年度は毎年1月に始まり、12月に終わる。

2 収支決算報告は、総会開催時には中間報告とし、会計年度終了後速やかに収支決算を行い、運営委員会で(仮)承認をうける。最終決算報告は翌年度の総会で承認を受けるものとする。

(雑 則)

第24条 本会則の施行について細則などの必要な事項は、運営委員会の議決により定める。

任命する。

2 会長以外の第6条(2)項から(6)項に定める役員が何らかの理由で会務を継続できなくなった場合は、会長の任命により職務を代行する役員を選出する。

3 代行役員の任期は、被代行役員の残存任期とする。

(罷 免)

第19条 会員の直接選挙で選出された会長、監事の罷免は、役員会もしくは評議員会で議決権を持つ出席者の4分の3を超える賛成によって発議し、総会で過半数の出席委員の賛成によって行う事が出来る。

2 罷免が成立した場合には、代行役員を総会で直ちに選出しなければならない。

3 会長は役員会の同意のもとに、指名した役員、事務局長、会計を罷免する事が出来る。

4 評議員会は4分の3を超える出席評議員の賛成によって、評議員を罷免する事が出来る。

(会 計)

第20条 本会の費用は、会費についての細則に定める会費その他の収入をもってこれに当てる。

2 本会の収支予算は役員会が編成し、総会において議決する。

3 本会の収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

4 本会の会計年度は毎年1月に始まり、12月に終わる。

5 収支決算報告は、総会開催時には中間報告とし、会計年度終了後速やかに収支決算を行い、監事の承認を受ける。最終決算報告は翌年度の総会で承認を受けるものとする。

(雑 則)

第22条 本会則の施行について細則などの必要な事項は、評議員会の議決により定める。

## 各細則 改正案 新旧対照表

新

旧

### 委員会に関する細則

#### 第1条 編集委員会

- (1) 編集委員会は学会誌の発行に係わる業務を執行する。
- (2) 編集委員長は、運営委員の中から会長が指名する。
- (3) 編集委員は編集委員長が指名する。
- (4) 編集委員会は、その活動内容を運営委員会に報告しなければならない。

#### 第2条 事業委員会

- (1) 業委員会は学会の行う事業に係わる業務を執行する。
- (2) 事業委員長、事業委員、活動に関する取り決めは編集委員会に準拠する。

#### 第3条 活性化委員会

- (1) 活性化委員会は学会の活性化を図る事業に係わる業務を執行する。
- (2) 活性化委員長、活性化委員、活動に関する取り決めは編集委員会に準拠する。

#### 第4条 標準化委員会

- (1) 標準化委員会はサンプリング法、測定法、分析法等の標準化を図る事業に係わる業務を執行する。
- (2) 標準化委員長、標準化委員、活動に関する取り決めは編集委員会に準拠する。

### 委員会に関する細則

#### 第1条 学術委員会

- (1) 学術委員会は室内環境に関わる研究を遂行する分科会を統括する。
- (2) 学術委員は学術委員長が指名する。
- (3) 学術委員会は、その活動内容を役員会で報告しなければならない。

#### 第2条 出版委員会

- (1) 出版委員会は学会誌および室内環境関連書籍の発行に係わる業務を執行する。
- (2) 出版委員長、出版委員、活動に関する取り決めは学術委員会に準拠する。

#### 第3条 標準化委員会

- (1) 標準化委員会はサンプリング法、測定法、分析法等の標準化を図る事業に係わる業務を執行する。
- (2) 標準化委員長、標準化委員、活動に関する取り決めは学術委員会に準拠する。

#### 第4条 事業委員会

- (1) 事業委員会は学会の行う事業に係わる業務を執行する。
- (2) 事業委員長、事業委員、活動に関する取り決めは学術委員会に準拠する。

#### 第5条 社会連携委員会

- (1) 社会連携委員会は学会の活性化を図るために、国内の他機関や諸外国の学協会等と共同で行う事業に係わる業務を執行する。
- (2) 社会連携委員長、社会連携委員、活動に関する取り決めは学術委員会に準拠する。

#### 第6条 広報委員会

- (1) 広報委員会は、HPの管理や広告活動など、本会の広報活動に係わる業務を執行する。
- (2) 広報委員長、広報委員、活動に関する取り決めは学術委員会に準拠する。

### 役員等の選出に関する細則

(略)

第5条 ニュースレターによって、立候補の受付、立

### 役員等の選出に関する細則

(略)

第5条 学会誌、ホームページ、ニュースレターによ

候補締め切り日などの選挙の公示を行う。

(略)

第7条 選挙管理委員長が開票し、開票結果をニューズレターで公表する。

第10条 事務局長、会計、会計監査に立候補者が複数以上ないときには、会長はそれらの役員を運営委員会の同意のもとに指名する。

---

#### 会議の運営に関する細則

(略)

第6条 会議は出席構成員の過半数の賛成によって議決する。賛否同数の場合には議長が決定する。

って、立候補の受付、立候補締め切り日などの選挙の公示を行う。

(略)

第7条 選挙管理委員長が開票し、開票結果をニューズレターおよびホームページで公表する。

<削除（会則中に記述）>

---

#### 会議の運営に関する細則

(略)

第6条 議決を要する議題については、議題と委任状を、会議の構成員に前もって送付しなければならない。

第7条 会議はオブザーバーを除く出席構成員の過半数の賛成によって議決する。出席数、議決には提出された委任状の数も含める。賛否同数の場合には議長が決定する。

第8条 評議員会は、基本として年1回開催することとし、その他必要に応じて開催する。

第8条 役員会は、基本として年6回程度開催することとし、その他必要に応じて開催することは妨げない。

---